

平成21年第2回吉田町議会臨時会

吉田町議会会議録

平成21年 5月13日 開会

）

平成21年 5月13日 閉会

吉田町議会

平成21年第2回吉田町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5月13日)

○町長あいさつ	3
○開会の宣告	4
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議案第50号～議案第52号の一括上程、説明	5
○議案第50号の質疑、討論、採決	12
○議案第51号の質疑、討論、採決	13
○議案第52号の質疑、討論、採決	14
○議長辞職の件	15
○議長選挙	16
○議長就任あいさつ	17
○副議長辞職の件	19
○副議長選挙	19
○副議長就任あいさつ	21
○議席の一部変更	21
○常任委員会委員の選任	22
○議会運営委員会委員の選任	23
○空港関連特別委員会委員の辞任	24
○議会広報特別委員会委員の辞任	26
○空港関連特別委員会委員の補欠選任	27
○議会広報特別委員会委員の補欠選任	28
○町長あいさつ	29
○閉会の宣告	29

開会 午前 9時00分

○議長（吉永満榮君） 改めておはようございます。

本日ここに平成21年第2回吉田町議会臨時会が招集されました。議員各位には公私とも御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本臨時会に提出される諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

なお、傍聴を希望される方につきましては、本日の全員協議会の傍聴についても受け付けておりますので、事務所までお申し出ください。

◎町長あいさつ

○議長（吉永満榮君） 開会に当たり、町長よりごあいさつをお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 皆さん、おはようございます。

議員さんの元気な顔に接しますと、毎度のことでございますけれども、うれしく思います。3月以来、顔を初めての方もございますし、皆さん、いつもの定例会と違って、生き生きとして、本当に皆さんの意気込みが伝わってまいります。

私はいつも思うのでございますけれども、国の最高機関は国会でございます。吉田町の最高機関も議会でございます。議会改革を皆さんよくお話しされますけれども、私はいつも、6年町長をさせていただいておるわけでございますけれども、一番大事な吉田町の議会の選挙で、本当は学習ホールであるとか片岡会館であるとか、そういうふうなところに町民の皆さんがたくさん参集をしていただいて、その前で議会のことについて、今後このような形で議会を運営したいとかこういうふうなことをやりたいとかということを、抱負を示していただけると、非常にまた町民の皆さんも議会に対する関心というものが呼び起こされていいのではないかとと思うんですけれども、なかなかそういう機会がないものですから、町民の一人

として寂しく思っております。

藤田議員のブログを見ましたら、何かすべて計画が決まっておるようでございまして、私も初めて、こんなふうになったのかと愕然といたしましたけれども……

〔「その発言、訂正願います」の声あり〕

○町長（田村典彦君） 私がしゃべっているんですから、途中での発言は差し控えていただきたい。

〔「個人の……」の声あり〕

○町長（田村典彦君） 差し控えていただきたい。

すべてスケジュールが決まってあるかのごとく書いてございましたので、こういうふうなことになっているのかなと思って、招集した私が何も知らないというのもおかしいものだなと思った次第でございます。

我々も町民の一人として、きょうの議会選挙のさまざまな発言についてお聞きしたいなと思っているんですけども、なかなかそれもかなわないようでございますので残念でございますけれども、いたし方ないと思っております。

議会の選挙が滞りなく終わり、町民の皆様にさまざまな役職につかれた方々のメッセージというものが届くように、ぜひとも祈っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） ただいま町長から、私の発言について議員からも話がありましたけれども、お互いこういう中、きょうは21年度の出発の日でございますので、双方の御理解をいただけるよう、またお願いしたいと思います。

◎開会の宣告

○議長（吉永満榮君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、平成21年第2回吉田町議会臨時会を開会したいと思います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉永満榮君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第114条の規定により、第12番、河原崎昇司君、第13番、大塚邦子君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（吉永満榮君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

◎議案第50号～議案第52号の一括上程、説明

○議長（吉永満榮君） 日程第3、議案上程を行います。

第50号議案から第52号議案まで一括上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成21年第2回吉田町議会臨時会に上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、専決処分事項の承認につきましての3件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第50号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）、地方税法施行令等

の一部を改正する政令（平成21年政令第100号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年総務省令第36号）が公布されこと等を受けまして、3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告させていただきます、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、介護納付金課税額に係る課税限度額を引き上げることとしたなど、法改正に合わせて文言整備や所要の改正をするものでございます。

第51号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、同じく地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布されたことに伴い、吉田町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告させていただきます、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、個人住民税において、住宅借入金等特別控除を創設し、平成21年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税の負担調整措置の延長等を実施する法改正に合わせて所要の改正をするものでございます。

第52号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）についてでございます。

本議案は、第51号議案と同様に、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布されたことに伴い、吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告させていただきます、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点は、地方税法が改正されたことに伴う条文整理でございます。

以上が上程いたします3議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 町長から提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いいたします。

税務課長、仲田京司君。

〔税務課長 仲田京司君登壇〕

○税務課長（仲田京司君） 税務課でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布され、地方税法の一部が改正されたことに伴いまして、吉田町税条例及び吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例を地方税法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

今回の改正の主な内容といたしましては、個人住民税では、平成21年から平成25年までに入居した方を対象とした住宅ローン特別控除の創設、個人が平成21年、平成22年中に取得した土地を譲渡した場合に係る特別控除の創設、長期譲渡所得の課税の特例の延長、上場株式等の配当及び譲渡益の課税について、現行のそれでの延長などがございます。

固定資産税、都市計画税では、平成21年度から平成23年度までの土地に係る負担調整措置の現行制度の基本的仕組みの継続、社会医療法人が救急医療等確保事業に用に供する固定資産に係る非課税措置の創設、公益法人制度改革に伴う非課税措置の拡充などがございます。

それでは、第51号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例の一部を改正する条例）から御説明いたします。

提出議案の8ページと参考資料ナンバー2をあわせてごらんいただきたいと思います。

それでは、参考資料により御説明をいたします。

1ページをごらんください。

第1条による改正でございます。

第36条の2の改正は、法改正により様式を加える改正でございます。

第47条の2の改正は、公的年金等に係る個人町民税の特別徴収税額について、関連する条文の整理をする改正でございます。

2ページをごらんください。

第47条の3の改正は、公的年金等に係る個人の町民税の特別徴収義務者について、関連する条文の整理をする改正でございます。

第47条の5の改正は、関連する条文の改正に伴い、条文の整理をする改正でございます。

4ページをごらんください。

第54条の改正は、関連法律の改正によりまして条文の整理をする改正でございます。

第56条の改正は、医療関係者の養成所に係る非課税措置を加える改正でございます。

5ページをごらんください。

第58条の2の改正は、社会医療法人に係る固定資産の非課税措置について、新たに加える改正でございます。

6 ページをごらんください。

第59条の改正は、法改正に伴い条文の整理をする改正でございます。

第93条の改正は、表記の整理をする改正でございます。

7 ページをごらんください。

附則第7条の3の改正は、個人の町民税の住宅借入金等に係る特別税額控除につきまして、条文を加えることにより条文の整理をする改正でございます。

8 ページをごらんください。

附則第7条の3の2の改正は、平成21年から25年に入居した個人の町民税の住宅借入金等に係る特別税額控除につきまして、条文を加える改正でございます。

9 ページをごらんください。

附則第8条の改正は、法改正に伴いまして条文の整理をする改正でございます。

10ページをごらんください。

附則第10条及び第10条の2の改正は、固定資産税につきまして、同じく改正に伴い条文の整理をする改正でございます。

11ページをごらんください。

附則第11条及び第11条の2の改正でございますが、固定資産税の評価額据え置き年度に係ります下落修正につきまして、負担調整措置の仕組みを維持する改正でございます。

12ページをごらんください。

附則第11条の3の改正は、経過措置が終了したことにより削除する改正でございます。

13ページから15ページをごらんいただきたいと思います。

附則第12条及び第13条の改正は、固定資産税の評価額据え置き年度に係ります負担調整措置の仕組みを引き続き維持していく改正でございます。

16ページをごらんください。

附則第15条の2の改正は、特別土地保有税につきまして、現行の制度を維持する改正でございます。

17ページをごらんください。

附則第16条の3の改正は、上場株式等に係ります配当所得につきまして、個人住民税の課税の特例に係る関連部分の整理をする改正でございます。

附則第16条の4の改正は、土地の譲渡等に係る事業所得に係る法人の町民税について、法改正に伴い、関連文の整理をする改正でございます。

18ページをごらんください。

附則第17条の改正は、長期譲渡所得に係る個人の町民税について、平成21年、平成22年中に取得した土地等を譲渡した場合に係る特別控除を加え、関連部分の整理をする改正でございます。

20ページをごらんください。

附則第17条の2の改正は、課税の特例の適用の延長と条文の新設、条例番号等の変更に伴う条文の整理をする改正でございます。

21ページをごらんください。

附則第18条の改正は、短期譲渡所得に係る個人の町民税につきまして、特例の適用を延長するため、関連部分の整理をする改正でございます。

22ページをごらんください。

附則第19条の改正は、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税につきまして、特例の適用を延長するため、関連部分の整理をする改正でございます。

附則第19条の2の改正は、特定保有株式を特例対象に加える改正でございます。

23ページをごらんください。

附則第20条の改正は、条例番号等の変更に伴いまして条文の整理をする改正でございます。

24ページから27ページをごらんください。

附則第20条の2及び附則第20条の4の改正は、法改正に伴いまして、関連条文を加え、条文の整理をする改正でございます。

28ページをごらんください。

第2条による改正でございます。

附則第10条の2の改正は、長期有料住宅に係る特例を受けるための申告に係る関連条文を加え、条文の整理をする改正でございます。

30ページをごらんください。

第3条の4の改正でございます。附則第1条の改正は、施行期日につきまして、法改正に伴う条文の削除及び条文を整理する改正でございます。

31ページから36ページをごらんください。

附則第2条の改正は、経過措置につきまして、法改正に伴い関連条文の削除と条項番号、条文の整理をする改正でございます。

以上が吉田町税条例の一部を改正する条例の改正内容でございます。

続きまして、第52号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）につきまして御説明をいたします。

提出議案の18ページと参考資料ナンバー3をあわせてごらんいただきたいと思います。

参考資料により説明をいたします。

1ページから3ページをごらんください。

附則第2項から8項までの改正は、固定資産税と同様に、平成21年度から平成23年度までの負担調整措置の仕組みにつきまして、引き続き現行の制度を維持していく改正でございます。

4ページをごらんください。

附則第12項の改正は、条例番号等の変更に伴いまして、条文の整理をする改正でございます。

附則では、施行期日を平成21年4月1日からとし、経過措置といたしまして、平成21年度から適用し、平成20年度以前については改正前の条例を適用することとしております。

以上が吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例の改正内容でございます。

よろしく御審議くださますようお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 引き続きまして、町民課長、大石修司君。

〔町民課長 大石修司君登壇〕

○町民課長（大石修司君） 町民課長でございます。

町民課からは、第50号議案につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分をいたしましたので、御報告をさせていただき、御承認をいただくこととするものでございます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第100号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年総務省令第36号）が平成21年3月31日に公布されことに伴い、4月1日から施行するために専決処分をさせていただくものでございます。

それでは、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の1ページから5ページ、それから参考資料ナンバー1、新旧対照表をごらんください。

新旧対照表で説明をさせていただきます。

第2条第2項中、「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4

第12項に規定する額」を「47万円」に、「同条同項規定する額」を「47万円」に改め、同条第3項中、「法第703条の4第21項に規定する額」を「12万円」に、「同条同項に規定する額」を「12万円」に改め、同条第4項中、「法第703条の4第26項に規定する額」を「10万円」に、「同条同項に規定する額」を「10万円」に改めるものであります。

第23条中、「次の各号の一に」を「いずれかに」とし、「ア及びイに掲げる額を減額して得た額」の次の「（法第703条の4第12項に規定する額を超える場合には、課税額は同条同項に規定する額）」を「（47万円を超える場合には、課税額は47万円）」とし、「ウに掲げる額を減額して得た額」の次の「（法第703条の4第21項に規定する額を超える場合には、課税額は同条同項に規定する額）」を「（12万円を超える場合には、課税額は12万円）」とし、「エに掲げる額を減額して得た額」の次の「（法第703条の4第26項に規定する額を超える場合には、課税額は同条同項に規定する額）」を「（10万円を超える場合には、課税額は10万円）」に改めるとともに、次の「同条第3項」から「）」までを削除して文言の整理を行うものであります。これは、介護保険納付金課税額の限度額が9万円から10万円に改められたことを機に、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の限度額とあわせまして、政令で定める額に改めるものでございます。

また、附則第2項の次に「上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例」を加え、附則第3項としますことから、附則第3項から附則第5項までを1項ずつ繰り下げますので、附則第3項を附則第4項とし、同項中「第35条第1項」の次に「第35条の2第1項」を加え、附則第4項を附則第5項とし、同項中「「短期譲渡所得の金額」と、」の次の「「、第35条の2第1項または第36条」」とあるのは、「「または第36条」と、」を加え、附則第5項を附則第6項とし、同項の次に「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例」を加え、附則第7項としますことから、附則第6項を附則第8項にするとともに、同項の見出しを削り、同項中「附則第35条の2の6第7項」を「附則第35条の2の6第15項」に、「前項」を「附則第6項」に改め、「附則第項」を「附則第項」とし、同項中「附則第35条の3第13項」を「附則第35条の3第11項」に、「第11項」を「第6項」に改め、附則8項を附則第10項とし、同項中「事業所得」の次に「、譲渡所得」を加え、附則第9項から附則第2項までを2項ずつ繰り下げ、附則第11項から附則第14項とするものであります。

なお、附則において、施行期日を平成21年4月1日からとするものの、附則第2項の次に1項を加える改正規定、附則第3項の改正規定（同項を附則第4項とする部分に限る。）、

附則第4項の改正規定（同項を附則第5項とする部分に限る。）、附則第5項の改正規定、同項の次に1項を加える改正規定、附則第6項及び第7項の改正規定、附則第8項の改正規定（同項を附則第10項とする部分に限る。）、附則第9項の改正規定、附則第10項の改正規定、附則第11項の改正規定並びに附則第12項の改正規定につきましては、平成22年1月1日からとし、附則第3項の改正規定（「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加える部分に限る。）、附則第4項の改正規定（同項を附則第5項とする部分を除く。）については、平成22年4月1日からとし、附則第8項の改正規定（「事業所得」の次に「、譲渡所得」を加える部分に限る。）については、平成23年1月1日からとするものであります。

適用区分では、改正後の吉田町国民健康保険税条例第2条第4項及び第23条の規定は、平成21年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成20年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上が平成21年3月31日に専決処分を行いました吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明であります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 以上で上程議案の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

ただいまから全員協議会を開催しますので、第2会議室にお集まりください。

休憩 午前 9時29分

再開 午前 9時45分

○議長（吉永満榮君） それでは、お待たせしました。休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は14名です。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第4、第50号議案 専決処分事項の承認を求めることについて

(吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) を議題といたします。

質疑を行います。

質疑ありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永満榮君) 質疑を終結します。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永満榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永満榮君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長(吉永満榮君) 日程第5、第51号議案 専決処分事項の承認を求めることについて

(吉田町税条例の一部を改正する条例) を議題とします。

質疑を行います。

質疑ありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永満榮君) 質疑を終結します。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永満榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第6、第52号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで暫時休憩といたします。

当局につきましては、ここで御退席をいただき、役員改選終了後、御連絡いたしますので
よろしくお願いいたします。

ただいまから全員協議会を開催しますので、第2会議室へお集まりをお願いしたいと思います。

休憩 午前 9時47分

再開 午前10時22分

○副議長（大塚邦子君） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長、吉永満榮君から、議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議長辞職の件

○副議長（大塚邦子君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、吉永満榮君の退場を求めます。

〔14番 吉永満榮君退場〕

○副議長（大塚邦子君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

〔議会事務局長 杉村勝巳君朗読〕

○副議長（大塚邦子君） お諮りします。

吉永満榮君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、吉永満榮君の議長の辞職を許可することに決定しました。

吉永満榮君の退場を解きます。

〔14番 吉永満榮君入場〕

○副議長（大塚邦子君） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

◎議長選挙

○副議長（大塚邦子君） 追加日程第2、議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（大塚邦子君） ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、佐藤正司君及び2番、枝村和秋君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○副議長（大塚邦子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（大塚邦子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○副議長（大塚邦子君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

それでは、1番から順に投票箱のほうにお入れください。

〔投票〕

○副議長（大塚邦子君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（大塚邦子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1 番、佐藤正司君及び 2 番、枝村和秋君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長（大塚邦子君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、増田宏胤君 8 票、吉永満榮君 4 票、勝山徳子君 1 票、佐藤正司君 1 票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は 4 票です。

したがって、増田宏胤君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（大塚邦子君） ただいま議長に当選された増田宏胤君が議場におられます。会議規則第32条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

増田宏胤君から議長当選の承諾を兼ねたごあいさつをお願いします。

増田宏胤君。

◎議長就任あいさつ

○新議長（増田宏胤君） 一言就任のごあいさつを申し上げます。

このたび議員の皆さん方の御推挙をいただきまして議長の要職につくことになりました。まことに身に余る光栄でありまして、議員各位の御厚情に対し、心からお礼を申し上げます。

現在の我が町は、都市近郊型の町として進み、人口、財政力等から見ましても、現在、不交付団体として大きな成長を遂げてまいりましたが、さらなる発展を目指さなければなりません。

しかし、現在の町政を取り巻く環境はまことに厳しいものがあります。非常に重大な変革期にあり、100年に 1 度と言われる先の見えない経済不況の中にあります。

このような状況下で、複雑・多岐にわたる町政の要望を公正かつ厳粛に受けとめ、真に町民の負託にこたえる町議会として責務も大変に重いことと考えております。

このような時期に議会の代表者としてその一端を担う責任の重大さは、今さらながら痛感する次第であります。

これからは、議会の代表者として就任したからには、議会が公正に、しかも円滑に運営されるようその職責を努めるとともに、新たな意欲と抱負のもとに明るく住みよい、魅力ある町の発展に向かって全力を傾注し、尽くす覚悟であります。

議員の皆様には誇れる議員の議会力を持って、議会の役割を最大限に発揮され活躍されるとともに、温かい御支援を心からお願い申し上げまして、簡単であります。私の就任のあいさつといたします。

ありがとうございました。

○副議長（大塚邦子君） 以上で、私の職務は終了しました。

御協力ありがとうございました。

○新議長（増田宏胤君） ここで暫時休憩といたします。

再開は、全員協議会終了後とします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時57分

○新議長（増田宏胤君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

副議長、大塚邦子君から、副議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○新議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎副議長辞職の件

○新議長（増田宏胤君） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、大塚邦子君の退場を求めます。

〔13番 大塚邦子君退場〕

○新議長（増田宏胤君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

〔議会事務局長 杉村勝巳君朗読〕

○新議長（増田宏胤君） お諮りします。

大塚邦子君の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○新議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、大塚邦子君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

大塚邦子君の退場を解きます。

〔13番 大塚邦子君入場〕

○新議長（増田宏胤君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○新議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎副議長選挙

○新議長（増田宏胤君） 追加日程第4、副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○新議長（増田宏胤君） ただいまの出席議員数は14人であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に3番、市川陽三君及び4番、杉村嘉久君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○新議長（増田宏胤君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○新議長（増田宏胤君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○新議長（増田宏胤君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番から順番に投票を願います。

〔投票〕

○新議長（増田宏胤君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○新議長（増田宏胤君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番、市川陽三君及び4番、杉村嘉久君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○新議長（増田宏胤君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票13票、無効投票1票。有効投票のうち、八木 栄君9票、大塚邦子君4票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、八木 栄君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○新議長（増田宏胤君） ただいま副議長に当選されました八木 栄君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

八木 栄君から副議長当選の承諾を兼ねたごあいさつをお願いします。

八木 栄君。

◎副議長就任あいさつ

○新副議長（八木 栄君） 10番の八木 栄です。

ただいま皆様方から御推挙いただきまして、副議長の職につくことができました。本当にありがとうございます。

私ただいま、本当にこういう役は初めてなのですごい緊張しております。この緊張感をずっと持続させ、2年間、議長のもと、皆様方と協力し合って、この吉田町議会が1歩でも2歩でもよりよい方向に進むように努力してまいります。

皆さんの今後の御協力、御支援よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

○新議長（増田宏胤君） ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時13分

○新議長（増田宏胤君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議席の一部変更

○新議長（増田宏胤君） 追加日程第5、議席の一部変更を行います。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

大塚邦子君の議席を9番に、吉永満榮君の議席を10番に、それから八木 栄君の議席を13番にそれぞれ変更します。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

〔議会事務局長 杉村勝巳君朗読〕

○新議長（増田宏胤君） ただいま事務局長朗読のとおり指定します。

議席の移動をお願いします。

議席の表示については、後日行います。よろしくお願いします。

ここで暫時休憩いたします。

次の日程は、常任委員の選任を行う予定です。このため、休憩時間中に地区別協議も行っていただきながら調整をお願いします。

再開は、地区別協議終了後とします。

休憩 午前 11 時 15 分

再開 午前 11 時 30 分

○新議長（増田宏胤君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

◎常任委員会委員の選任

○新議長（増田宏胤君） 日程第7、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○新議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

この休憩中に、各常任委員会を開催し、委員会条例第6条第2項の規定によって、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

なお、互選の結果を委員長から議長へ報告願います。

この報告があり次第、議会運営委員の選任の調整会議を行うこととなりますので、よろしくお願ひします。

再開は、調整会議終了後とします。よろしくお願ひします。

休憩 午前 11時31分

再開 午後 1時18分

○新議長（増田宏胤君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

各常任委員会から正副委員長互選の結果の報告を受けました。その結果を報告いたします。

総務文教常任委員会の委員長に藤田和寿君、副委員長に市川陽三君。

産業建設常任委員会の委員長に杉村嘉久君、副委員長に枝村和秋君。

以上のとおり各常任委員会で決定された旨報告を受けました。

◎議会運営委員会委員の選任

○新議長（増田宏胤君） 日程第8、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○新議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

この休憩中に議会運営委員会を開催し、委員会条例第6条第2項の規定によって、委員長及び副委員長の互選をお願ひします。

なお、互選の結果を委員長から議長へ報告を願います。

再開は、報告を受け次第といたします。よろしく申し上げます。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 2時12分

○新議長（増田宏胤君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま議会運営委員会から正副委員長互選の結果の報告を受けました。その結果を報告いたします。

委員長に永田智章君、副委員長に八木宣和君。

以上のおり決定したため報告を受けました。

ここで暫時休憩をします。

全員協議会を行いますので、第2会議室へ移動をお願いします。

現在、役職一覧表をつくっておりますので、それができるまでお待ちいただきます。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時55分

○新議長（増田宏胤君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

◎空港関連特別委員会委員の辞任

○新議長（増田宏胤君） 追加日程第6、空港関連特別委員会委員の辞任について議題とします。

杉村嘉久君から、一身上の都合により空港関連特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

地方自治法第117条の規定によって、杉村嘉久君の退場を求めます。

〔4番 杉村嘉久君退場〕

○新議長（増田宏胤君） お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○新議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、杉村嘉久君の空港関連特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

杉村嘉久君の退場を解きます。

〔4番 杉村嘉久君入場〕

○新議長（増田宏胤君） 次に、吉永満榮君から、一身上の都合により空港関連特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

地方自治法第117条の規定によって、吉永満榮君の退場を求めます。

〔10番 吉永満榮君退場〕

○新議長（増田宏胤君） お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○新議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、吉永満榮君の空港関連特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

吉永満榮君の退場を解きます。

〔10番 吉永満榮君入場〕

○新議長（増田宏胤君） 次に、河原崎昇司君から、一身上の都合により空港関連特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

地方自治法第117条の規定によって、河原崎昇司君の退場を求めます。

〔12番 河原崎昇司君退場〕

○新議長（増田宏胤君） お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○新議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、河原崎昇司君の空港関連特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

河原崎昇司君の退場を解きます。

〔12番 河原崎昇司君入場〕

◎議会広報特別委員会委員の辞任

○新議長（増田宏胤君） 追加日程第7、議会広報特別委員会委員の辞任について議題とします。

佐藤正司君から、一身上の都合により議会広報特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

地方自治法第117条の規定によって、佐藤正司君の退場を求めます。

〔1番 佐藤正司君退場〕

○新議長（増田宏胤君） お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○新議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、佐藤正司君の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。佐藤正司君の退場を解きます。

〔1番 佐藤正司君入場〕

○新議長（増田宏胤君） 次に、市川陽三君から、一身上の都合により議会広報特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

地方自治法第117条の規定によって、市川陽三君の退場を求めます。

〔3番 市川陽三君退場〕

○新議長（増田宏胤君） お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○新議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、市川陽三君の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。市川陽三君の退場を解きます。

〔3番 市川陽三君入場〕

○新議長（増田宏胤君） 次に、片山 武君から、一身上の都合により議会広報特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

地方自治法第117条の規定によって、片山 武君の退場を求めます。

〔6番 片山 武君退場〕

○新議長（増田宏胤君） お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○新議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、片山 武君の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

片山 武君の退場を解きます。

〔6番 片山 武君入場〕

○新議長（増田宏胤君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時18分

○新議長（増田宏胤君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎空港関連特別委員会委員の補欠選任

○新議長（増田宏胤君） 追加日程第8、空港関連特別委員会委員の補欠選任を行います。

お諮りします。

ただいま空港関連特別委員会の委員3名が欠けました。

委員の補欠選任については、委員会条例第5条第1項の規定によって、佐藤正司君、市川陽三君、片山 武君を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○新議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、空港関連特別委員会委員は、佐藤正司君、市川陽三君、片山 武君を選任することに決定しました。

◎議会広報特別委員会委員の補欠選任

○新議長（増田宏胤君） 追加日程第9、議会広報特別委員会委員の補欠選任を行います。
お諮りします。

ただいま議会広報特別委員会の委員3名が欠けました。

委員の補欠選任については、委員会条例第5条第1項の規定によって、杉村嘉久君、吉永満榮君、河原崎昇司君を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○新議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会委員は、杉村嘉久君、吉永満榮君、河原崎昇司君を選任することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

この休憩中に委員会を開催し、委員会条例第6条第2項の規定によって、委員長、副委員長の互選をお願いしたいと思います。

再開は、報告を受け次第といたします。

議会広報については第1会議室、空港関連については第2会議室へお集まりください。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 4時39分

○新議長（増田宏胤君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま空港関連特別委員会から、正副委員長互選の結果の報告を受けました。その結果を報告いたします。

委員長に市川陽三君、副委員長に佐藤正司君。

以上のとおり決定された旨報告を受けました。

次に、議会広報特別委員会から、正副委員長互選の結果の報告を受けました。その結果を報告いたします。

委員長に枝村和秋君、副委員長に杉村嘉久君。

以上のとおり決定された旨報告を受けました。

◎町長あいさつ

○新議長（増田宏胤君） 以上で、平成21年第2回吉田町議会臨時会のすべての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様には、ちょっと空港の関連で県とのナーバスな問題がございまして、その関係でおくれまして申し訳ございません。

きょうは午前中、当局が出しました3件につきましてお認めいただきましてありがとうございます。

また、議会の新しい陣容もお決まりのようございまして、また6月からひとつよろしく願います。

後ろにいる増田議員が議長に立候補したときの抱負の中に、ぜひに、是は是、非は非に基づいた議会運営というふうなことを聞きながら、北宋の人、欧陽脩の言葉を思い出しました。「是非は自ら相攻め、キョシュは勇断にあり」という言葉がございまして。その意味は、正しいか正しくないかをみずから判断し、取り上げるか捨てるかは勇気を持って決断せよと、こういう言葉がございまして。是非だけではなくて、キョシュもついておりますので、ひとつよろしく願います。

◎閉会の宣告

○新議長（増田宏胤君） 本臨時会におきましては、予定された議事が終了し、無事閉会の運びとなりました。これも、議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと心から厚くお礼を申し上げます。

これをもって平成21年第2回吉田町議会臨時会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

これにて散会します。

閉会 午後 4時42分